

●香川県告示第43号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、仁尾加入区について、平成24年香川県告示第53号による保険に付すべき義務は、平成28年2月2日限り消滅したので、告示する。

平成28年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造